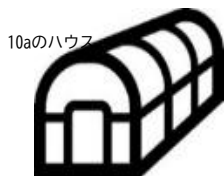


中古ハウス等の取得費の考え方

ケース1 ハウスのみ取得する（取得から8年経過）



取得時の価格：10,000千円
取得時からの経過年数：8年

耐用年数	
耐風性ハウス	10年
加温機	7年

$$10,000\text{千円} \times \frac{(10\text{年}-8\text{年})}{10\text{年}} = 2,000\text{千円}$$

2,000千円 × 補助率1/3 = **666千円** ← 取得費の補助上限額

ケース2 加温機が設置されているハウスを加温機含めて取得する（取得から8年経過）



取得時の価格
ハウス：10,000千円
加温機：4,000千円
取得時からの経過年数：8年

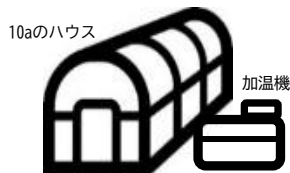
ハウスは、残存期間が2年残っている
加温機は、残存期間が残っていない

ハウスの取得費のみ補助対象

加温機は0円

ハウス **666千円** ← 取得費の補助上限額
加温機 0円

ケース3 加温機が設置されているハウスを加温機を含めて取得する（取得から5年経過）



取得時の価格
ハウス：10,000千円
加温機：4,000千円
取得時からの経過年数：5年

ハウスは、残存期間が5年残っている
加温機は、残存期間が2年残っている

それぞれで計算し合計

$$\text{ハウス} \quad 10,000\text{千円} \times \frac{(10\text{年}-5\text{年})}{10\text{年}} = 5,000\text{千円}$$

$$\text{加温機} \quad 4,000\text{千円} \times \frac{(7\text{年}-5\text{年})}{7\text{年}} = 1,142\text{千円}$$

(5,000千円 + 1,142千円) × 補助率1/3 = **2,047千円** ← 取得費の補助上限額

※県単事業を活用して整備したハウスは、上記の計算から算出される残存簿価から補助金相当額（補助率分）を差し引いた額を残存簿価とする。

中古ハウス等の取得費の考え方

ケース1 ハウスのみ取得する（取得から8年経過）



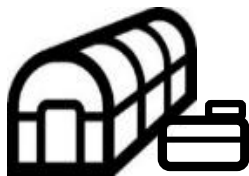
取得時の価格：10,000千円
取得時からの経過年数：8年

耐用年数	
耐風性ハウス	14年
加温機	7年

$$10,000\text{千円} \times \frac{(14\text{年}-8\text{年})}{14\text{年}} = 4,285\text{千円}$$

$$4,285\text{千円} \times \text{補助率}1/3 = \text{1,428千円} \quad \leftarrow \text{取得費の補助上限額}$$

ケース2 加温機が設置されているハウスを加温機含めて取得する（取得から8年経過）



取得時の価格
ハウス：10,000千円
加温機：4,000千円
取得時からの経過年数：8年

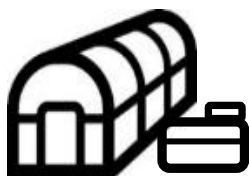
ハウスは、残存期間が6年残っている
加温機は、残存期間が残っていない

ハウスの取得費のみ補助対象

加温機は0円

$$\begin{array}{ll} \text{ハウス} & \text{1,428千円} \leftarrow \text{取得費の補助上限額} \\ \text{加温機} & 0\text{円} \end{array}$$

ケース3 加温機が設置されているハウスを加温機を含めて取得する（取得から5年経過）



取得時の価格
ハウス：10,000千円
加温機：4,000千円
取得時からの経過年数：5年

ハウスは、残存期間が9年残っている
加温機は、残存期間が2年残っている

それぞれで計算し合計

$$\text{ハウス} \quad 10,000\text{千円} \times \frac{(14\text{年}-5\text{年})}{14\text{年}} = 6,428\text{千円}$$

$$\text{加温機} \quad 4,000\text{千円} \times \frac{(7\text{年}-5\text{年})}{7\text{年}} = 1,142\text{千円}$$

$$(6,428\text{千円} + 1,142\text{千円}) \times \text{補助率}1/3 = \text{2,523千円} \quad \leftarrow \text{取得費の補助上限額}$$

※県単事業を活用して整備したハウスは、上記の計算から算出される残存簿価から補助金相当額（補助率分）を差し引いた額を残存簿価とする。